

議 事 録

会議名	令和2年 第3回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和2年3月25日(水)午後1時30分から	開催形態	公開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	<p>農業委員            会長：8番 磯川 浩            委員：1番 金子隆夫 2番 大久保泰明 3番 中村基寛 4番 市川澄雄            5番 相田孝 6番 福岡喜輝 7番 三留豊正            農地利用最適化推進委員            北部地区 露木常夫 中部地区 相原善久 南部地区 小島新弥            合計11名</p>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 主幹：角田直幸 主査：広田智之 主任主事：小宮正道		
傍聴人			
議 事	<p>日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について            日程 第2 非農地証明願について            日程 第3 農地造成工事施工承認願について            日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について            日程 第5 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について            日程 第6 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和2年第3回定例総会を開会いたします。            農業委員出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。            本日の議事録署名人に、1番と4番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。            初めに、農地法5条の規定による許可申請について、議案番号14号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号14号を朗読)            (説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地1筆です。転用事業の内容は駐車場であり、神奈川県を拠点に運送事業行っている譲受人が、3か所に分散されている駐車場を経営効率化のために1カ所にまとめるため、適地を探していたところ、当該地所有者と賃貸借の話が進み、農地転用許可申請に至りました。事業者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、前面道路にガス管、上水道管が埋設されており、かつ500m以内に街区公園、学校が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5番：先日現地調査に行ってきました。申請地は畑で保全管理のみであり、南側に駐車場という立地で、以前県道だった交通量の多い道路に面しています。他の農地に影響はありませんのでやむを得ないと思います。</p> <p>会 長：続いて、南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。</p>		

南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。申請地は以前県道だった道路に面しており、農地利用集積上問題ないと思います。

会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号14号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて日程第2非農地証明願について議案番号15号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号15号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は平成8年頃から申請者の父が駐車場に転用してしまい、相続した申請人が農地転用がされておらず違反であることが分かり申請に至りました。なお、農地法に基づく立地基準は、宅地化の状況が、第3種農地の要件に該当するものとなることが見込まれる区域で農地の広がり10ha未満であることから第2種農地となります。また、かなり以前から他の用途として使用されており農地としての実体がなく、復元することは困難と思われます。さらに、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会長：続いて地区担当の8番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8番：先日現地調査に行ってきました。申請地は寒川東中学校の入口交差点南側で寒川駅から500mの位置にあります。当地はコンクリートが敷かれていて農地の実態がなく、復元は困難です。他の農地に影響はありませんので問題ないと思います。

会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号15号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第3農地造成工事施工承認願について、議案番号16号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局：(議案番号16号を朗読)

(説明) 本案件は、位置図にありますとおり小動地区の農用地域内にあります農地で現況は田です。所有者は、田を盛土して畑として使用、野菜苗、花苗、鉢物苗を栽培するための土を置くことを希望しています。

会長：続いて、地区担当農業委員の4番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4番：先日現地調査に行ってきました。申請地は小動土地改良区の水田でリサイクルセンター東側、農道と排水路が隣地です。苗物、鉢物を生産するための土置場として使用することです。土留め施工するので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号16号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

続いて、日程第4、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号17号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号17号を朗読)

(説明) 当該地は田端地区の農用区域内農地で、現況については田です。当該地につきましては、それぞれ平成29年から利用権設定され、1回目の更新です。期間については3年間でございます。借り手は過去にも当該地で実績があり、コンバイン、トラクター、田植機など保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：先日現地調査に行ってきました。以前から耕作していますので借り手に問題はありません。

会 長：続いて、南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。遊休農地化防止の観点から必要だと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号17号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号18号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号18号を朗読)

(説明) 当該地は岡田地区の農用区域内農地で、現況については田です。当該地につきましては、それぞれ平成29年から利用権設定され、1回目の更新です。期間については3年間でございます。借り手は過去にも当該地で実績があり、トラクター、テラー、バインダ、脱穀機など保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である8番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8 番：先日現地調査に行ってきました。借り手は更新で現在も花を栽培しています。水稻についても実績がありますので問題ありません。

会 長：続いて、中部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

中部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。遊休農地化を防止するためにも必要だと思います。

	<p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。  (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号18号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。  次に日程第5、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号16号から19号の4件、日程第6、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号20号から21号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり4件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。  (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。  (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和2年第3回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和2年第3回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 金子 隆夫

議事録署名人 市川 澄雄

本議事録は、令和2年4月24日、承認・署名を得て確定しました。